

平成十八年三月

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の説明書

外務省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	目的、定義及び適用対象に関する規定	二
2	強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定	二
3	保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定	二
4	その他	三
三	協定の実施のための国内措置	三

一 概説

1 協定の成立経緯

(1) 我が国とカナダとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度への強制加入に関する法令が適用される二重適用の問題及び短期間の派遣では就労地国の年金の受給に必要な資格期間を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつていることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、これらの問題の解決を図ることを目的とする協定を締結することでカナダ側と一致し、平成十六年（二千四年）十月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意をみるに至つたので、平成十八年（二千六年）二月十五日に東京において、日本側麻生外務大臣とカナダ側キャロン駐日カナダ大使との間でこの協定の署名が行われた。

(2) 我が国にとつてこの種の協定は、ドイツ、英国、韓国、米国、フランス及びベルギーとの社会保障協定がある。このカナダとの協定は、保険料の掛け捨ての問題を解決するために年金制度への加入期間の通算を行うという点でドイツ、米国、フランス及びベルギーとの協定と同じであり、また、医療保険制度等に関する法令の適用調整を行わないという点でドイツ、英国及び韓国との協定と同じである。

2 協定締結の意義

(1) この協定は、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行い、両国の関係法令が同時に適用されることを回避することにより、相手国に派遣された被用者等についての保険料の二重負担の問題を解決すること及び年金受給権の確立のために必要とされる資格期間の計算に際して、相手国の制度に加入していた期間を自国の制度に加入していた期間と通算することにより年金受給権を確立することを主たる目的とする。

(2) この協定の締結により、二重適用の問題及び保険料掛け捨ての問題の解決が図られ、保険料負担が軽減されることにより、両国間の人的交流が円滑化され、ひいては経済交流を含む両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二十箇条及び末文から成つてゐる。その主要な内容は、次のとおりである。

1 目的、定義及び適用対象に関する規定

- (1) この協定は、両国間の人の移動を促進するため、それぞれの国において有効な社会保障制度を適切に適用するとともに、適当な場合には、給付を受ける権利を確立することを目的とし、その目的を最大限に達成することを約束することを定める（第一条）。
- (2) 「領域」、「国民」、「法令」、「権限のある当局」、「実施機関」、「保険期間」、「カナダ居住期間」及び「給付」の用語の定義を定める（第二条）。

- (3) この協定が、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金に、カナダについては、老齢保障法及び同法に基づいて作成された規則並びにカナダ年金制度法及び同法に基づいて作成された規則に適用されることを定めている（第三条）。

2 強制加入に関する法令の二重適用の回避のための調整に関する規定

- (1) 就労が行われる締約国の法令のみを適用することを原則として定める（第五条1）。
- (2) ただし、一時的に相手国に派遣される被用者（第三国の領域を経由する被用者も含む。）の場合には、派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として自国の法令のみを適用し、一時的に相手国で自営活動をする者もこれと同様に取り扱うことを定める（第五条2から4）。
- (3) 外交官その他公務員等に対する法令の二重適用の回避につき定める（第五条5）。
- (4) ただし、一定の要件が満たされる場合には、(1)から(3)までの規定の例外を認めることについて合意することができることを定める（第五条6）。

- (5) 日本国で就労する者でカナダの法令が適用されるものに随伴する配偶者又は子については、原則として、カナダの法令のみを適用することを定める（第五条7）。

- (6) 日本国については、(1)から(5)までの規定が日本国の法令における強制加入についてのみ適用することを定める（第五条8）。
- ## 3 保険期間の通算及び給付額の計算に関する規定

- (1) 一方の締約国の年金給付を受ける権利を確立するために必要とされる資格期間の計算に際して、他方の締約国の年金制度への加

入期間も当該一方の締約国の年金制度への加入期間と通算することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは資格期間を満たさないような場合においても給付を受ける権利の確立を図ること等を定める（第六条3、4、7及び第七条1から3）。

(2) 給付額の計算に際しては、それぞれの国内法の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給すること等を定める（第六条1、2、5、6及び第七条4から9）。

4 その他

両国の国民同等の取扱い（第四条1）、給付に関する両国の領域同等の取扱い（第四条2及び3）、権限のある当局の任務（第八条）、両国の関係機関間の相互援助（第九条）、個人情報伝達及び保護（第十条）、行政上の手数料等の減免及び認証等の免除（第十一条）、両国間の連絡に際しての使用言語（第十二条）、相手国制度上の申請等の受理（第十三条）、給付の支払に際しての通貨（第十四条）、協定の解釈等に関する意見の相違の解決（第十五条）、カナダの州との合意（第十六条）、見出しが協定の解釈に及ぼす影響（第十七条）、協定の効力発生に当たっての経過措置（第十八条）、協定の効力発生手続（第十九条）並びに協定の終了手続及び協定によって取得された給付に関する権利の維持（第二十条）について定める。

三 協定の実施のための国内措置

(1) この協定を実施するため、国民年金法、厚生年金保険法、共済年金各法の特例等を定める法律案が今次国会に提出されることとなっている。

(2) この協定を実施するため、新たな特別の予算措置は、必要としない。

